

3 整備手法について

道路整備にあたっては、必要な予算を確保するとともに、各種補助制度を活用し、計画的な道路整備を進めるものとします。

道路の整備手法には、必要な道路のみを整備していく、いわゆる線的整備の方法と、ある広がりを持つ区域について、公共施設としての道路とともに、周辺の宅地までを含めて一体的に整備を行う面的整備の方法があります。

線的整備手法には、用地買収方式による道路事業、街路事業等があり、面的整備手法としては、土地区画整理事業、市街地再開発事業等があります。どちらの手法により整備するかについては、対象とする区域の状況や整備の緊急性等を踏まえ、選択していく必要があります。

なお、国土交通省と東京都が実施する事業では、道路整備に関連するものとして、次頁に示すような事業が挙げられます。今後はこれらの事業の採択を受け、補助制度の活用が必要となります。

■主な補助事業

名 称	概 要
市町村土木補助事業 (東京都)	<p>市町村道は、国道や都道と一体になって道路網を形成し、安全な生活道路づくりを通じて良好な生活環境を創出する役割を担っています。</p> <p>本事業は、区部に比べて整備の遅れた市町村道や交通安全施設等の整備に対し、都が支援を行い、整備促進を図り市町村のまちづくりに寄与することを目的としています。</p>
都市再生整備計画事業 (国土交通省)	<p>地域の歴史・文化・自然環境の特性を活かした個性あふれるまちづくりを実施し、全国の都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済・社会の活性化を図るため、市町村が作成する都市再生整備計画に基づき実施される事業の費用に充当するために国から交付される補助金です。</p>
交通安全施設等整備事業 (国土交通省)	<p>交通事故が多発している道路、その他特に交通の安全を確保する必要がある道路について、総合的な計画のもとに交通安全施設等整備事業を実施することにより、これらの道路における交通環境の改善を行い、もって交通事故の防止を図り、併せて交通の円滑化に資することを目的としています。</p>
あんしん歩行エリアの整備 (国土交通省)	<p>市街地内の事故発生割合の高い地区において、歩行者等の通行経路の安全性が、歩行者等を優先する道路構造等によって確保されたあんしん歩行エリア形成の推進を目的としています。</p>
くらしのみちゾーン・トランジットモールの形成 (国土交通省)	<p>「くらしのみちゾーン」は、外周道路を幹線道路に囲まれている等のまとまりのある住区や中心市街地の街区などにおいて、一般車両の地区内への流入を制限して、身近な道路を歩行者・自転車優先とし、併せて無電柱化や緑化等の環境整備を行い、地域の人と協働して交通安全の確保と生活環境の質の向上を図ることを目的としています。</p> <p>「トランジットモール」は、中心市街地のメインストリートなどで一般車両の利用を制限し、道路を歩行者や公共交通機関に解放することで街のにぎわいを創出することを目的としています。</p>
シンボルロード整備事業 (国土交通省)	<p>都市の顔となる道路を「シンボルロード」と定め、関係機関が協力して地域の特性を活かした整備を行うことで、人々に親しみとのおいを与え、快適で美しく、楽しい道路空間を形成することを目的としています。</p>

用語解説

- ・イメージハンプ

車道の路面標示の変化によって、視覚的に凸型または凹型の舗装があるように見せ、車両の速度を抑制させるものです。

- ・狭隘道路

幅員の狭い道路のことをいいます。本計画では幅員 4 m未満の道路のことを指しています。

- ・緊急啓開道路

地震等の災害発生時に、被災地および被災者に対する救護活動、支援物資・食料等の輸送を迅速かつ確実にするために、緊急道路障害物除去（「倒壊した建築物等の路上障害物の除去」および「陥没や亀裂等の応急補修」）を優先的に実施する路線のことをいいます。

- ・狭窄

車道の幅を物理的または視覚的に狭くすることで、車両に対して低速走行を促すものです。

- ・居住環境地区

外周を幹線道路に囲まれた居住地区（住宅地等）のことをいいます。地区内に用事のない交通は外周の幹線道路を通行し、地区内への流入は抑制されることから、地区内には安全で快適な住環境を確保することができます。

- ・地区計画

住民の合意に基づき、それぞれの地区の特性にふさわしいまちづくりを進めるために定められる計画のことをいいます。

- ・地区内集散機能

地区内で発生する交通を集めて外周の幹線道路に流す機能、外周の幹線道路から地区内の各地に交通を分散させる機能をいいます。

- ・通過交通

通行している地域や沿道を出発地・目的地としない、地域を通過するだけの交通のことをいいます。

- ・電線の地中化

円滑な道路交通の確保、道路景観の整備、防災上の観点から電柱類を地中に埋設することをいいます。

- ・都市計画マスタープラン

地域住民にとって安全で快適な都市環境をつくり出すための、道路・公園・住宅地づくり等に関する「基本的」「総合的」「長期的」なまちづくりの方針のことで、平成26年3月に改定されています。

- ・東京都防災都市づくり推進計画

震災を予防し、震災時の被害拡大を防ぐために、延焼遮断帯の形成、緊急輸送道路の確保、避難場所および安全で良質な市街地の形成等、都市構造の改善に関する施策を推進することを目的に定められた計画です。平成28年3月に改定されています。

- ・東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）

東京都および多摩地域の28市町が、多摩地域における都市計画道路を計画的、効率的に整備することを目的に策定した計画のことで、平成28年3月に策定されています。

- ・西東京市地域防災計画

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）の規定に基づき、西東京市防災会議が策定している計画のことで、平成28年5月に修正されています。

- ・バスベイ

バスが停留所に停車することにより発生する渋滞の解消や安全性の向上を図るために設けるバス停車帯のことをいいます。

- ・ハンブ

通行する自動車の速度を抑制するために道路上に設けられる凸部のことです。

- ・バリアフリー化

「障壁を取り除く」という意味であり、障壁には①差別や偏見等の心のバリア、②階段や段差等の物理的バリア、③情報等のバリア、④法律や社会の仕組み等制度のバリアがあり、それを取り除き、誰もが利用可能な都市環境を作ることを行います。

- ・人にやさしいまちづくり推進計画

基本理念を「住んでみたい・住み続けたい・住んでいて良かったと思えるまちへ」と掲げ、道路整備に係る施策の柱として、「まちなかにおける安全性の向上」、「公共交通機関等の利便性の向上」を示しております。平成21年3月に策定されています。

- ・歩車共存道路

車道の蛇行、障害物の設置、路面の仕上げ等により自動車の速度を落とさせ、歩行者が安心して歩けるようになっている道路のことをいいます。

- ・防災生活道路

延焼遮断帯に囲まれた市街地における緊急車両の通行や円滑な消火・救援活動および避難を可能とする防災上重要な道路のことです。

- ・木造住宅密集地域

東京都防災都市づくり推進計画において、震災時に延焼被害のおそれのある老朽化木造住宅地域として、以下の各指標のいずれにも該当する地域を抽出しています。

老朽木造建物棟数率（昭和 55 年以前の木造建築物棟数／全建築物棟数） 30%以上

住宅戸数密度 55 世帯／ha 以上

補正不燃領域率 60%未満

- ・ボトルネック

車線数が減少する場所や交差点等、交通渋滞を引き起こす要因となるような場所のことをいいます。

- ・ポラード

車止めとして用いる杭のことをいいます。デザイン上の工夫により、公共の付帯施設としても利用することもできます。

庁内検討委員会実施概要

庁内検討委員会の委員名簿

	所 属	氏 名	備 考
1	危機管理室危機管理特命主幹	河野 源	
2	健康福祉部生活福祉課長	石橋 尚	
3	健康福祉部高齢者支援課長	横山 桂樹	
4	健康福祉部障害福祉課長	青柳 元久	
5	都市整備部都市計画課長	松本 貞雄	副委員長
6	都市整備部建築指導準備課長	清水 誠	
7	都市整備部道路建設課長	保谷 昌宏	委員長
8	都市整備部道路管理課長	磯崎 修	
9	教育部教育企画課長	早川 礼成	

庁内検討委員会の実施概要

回数	日 付	議 題
第1回	平成28年8月2日	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備の基本方針について 主要生活道路の選定について
第2回	平成28年10月14日	<ul style="list-style-type: none"> 交通量調査の実施結果について 道路整備の実施方針について
第3回	平成28年11月25日	<ul style="list-style-type: none"> 道路整備計画について 市民意見提出手続制度（パブリックコメント）の実施について
第4回	平成29年1月17日	<ul style="list-style-type: none"> 市民意見提出手続制度（パブリックコメント）の検討結果について 道路整備計画について

西東京市道路整備計画策定庁内検討委員会設置要領

第1 設置

市民にとってより安全で、住みやすいまちづくりのために、今後の道路整備に関する基本的な方向性を示す、西東京市道路整備計画（平成19年3月策定。以下「道路整備計画」という。）について、見直しを行うため、西東京市道路整備計画策定庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

第2 所掌事務

委員会は、道路整備計画の見直しに伴う調査及び検討を行い、その結果を西東京市長に報告する。

第3 組織

委員会は、委員9人で構成する。

2 委員は、次に掲げるものをもって充てる。

- (1) 危機管理室危機管理特命主幹
- (2) 健康福祉部生活福祉課長
- (3) 健康福祉部高齢者支援課長
- (4) 健康福祉部障害福祉課長
- (5) 都市整備部都市計画課長
- (6) 都市整備部建築指導準備課長
- (7) 都市整備部道路建設課長
- (8) 都市整備部道路管理課長
- (9) 教育部教育企画課長

第4 委員長及び副委員長

委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、都市整備部道路建設課長の職にある者をもって充てる。

3 副委員長は、都市整備部都市計画課長の職にある者をもって充てる。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

第5 会議

委員会は、委員長が招集し、委員長が会議の議長を務める。

第6 関係者の出席

委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の関係者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

第7 任期

委員の任期は、第2に規定する所掌事務が終了したときまでとする。

第8 庶務

委員会の庶務は、都市整備部道路建設課において処理する。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成28年8月1日から施行する。